

本足場化、建地の追加だけで終わっていませんか ～本足場化で見落としやすい墜落防止措置～

大野労働基準監督署

1 わく組足場以外の本足場の墜落防止措置

足場において、中さんや手すり等を設置されていない状態での作業は、重大な墜落、転落災害につながります。

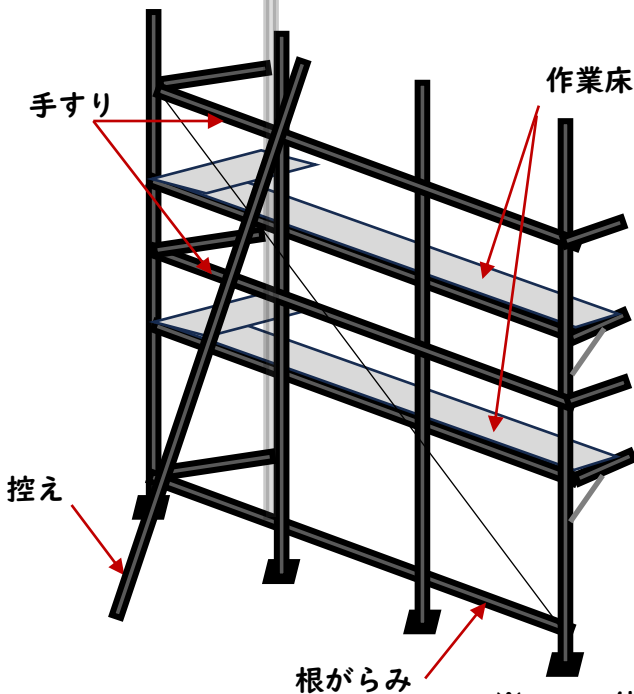
短工期であっても、足場を使用する場合は、労働安全衛生規則により、適切な墜落防止措置を行うことが必要です。

特に、過去、一側足場を使用して作業していた補修工事等においても、労働安全衛生規則の改正（令和6年4月1日施行）により、原則として、幅1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場（二側足場）の設置が義務付けられました。

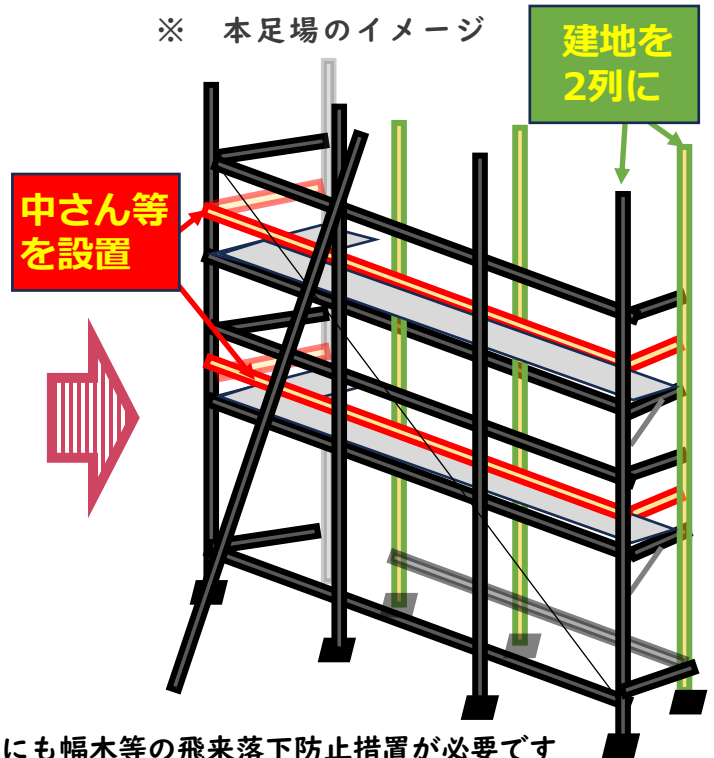
この改正により、建地を2列とすることだけでは不十分で、一側足場に設けていた「手すり」に加えて、**「中さん」等を設ける必要があります。**

※「中さん」とは、高さ35cm以上50cm以下のさん、これと同等以上の機能を有する設備をいいます。

※ 一側足場のイメージ



※ 本足場のイメージ



※ この他にも幅木等の飛来落下防止措置が必要です

足場を安全に使用するために、

1 作業床の高さが2m以上の箇所（昇降階段部も含む）には、手すりだけではなく、中さん等も設けましょう。

2 幅1m以上の箇所では、一側足場ではなく、原則として、建地を2列とする本足場を設置しましょう。



2 足場の組立てに必要な資格・教育

- ① 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に労働者を従事させる場合、特別教育を行わなければなりません。
- ② つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5 m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければなりません。

3 足場の点検時の点検者の指名等

- ① 足場を使用する各事業者又は注文者が点検を行う際、点検者を「書面で伝達する」、「朝礼等に際し口頭で伝達する」等の方法で指名してください。
- ② 足場の組立て、一部解体又は変更の後の点検は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者等、十分な知識・経験を有する者を指名することが適切です。
- ③ 点検では、以下の「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。
- ④ 事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は変更の後の点検後に、上記3①、②で指名した点検者の氏名等を記録及び保存しなければなりません。

足場等の種類別点検チェックリストの一例（くさび緊結式足場の例）

点検の内容例 ーくさび緊結式足場用ー

点検事項	点検の内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか ④床材は、建地に隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみ状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか ③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ⑤建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか ⑥・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則ち第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥裏面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎ等の取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の留止機能	

今日も一日、
ご安全に！



※ 関連情報のリンク先を掲載します

○ 本足場の設置が義務となる”**幅1 m以上の箇所**“の例外の考え方の詳細はこちらに ↓↓

○ **足場の種類別点検チェックリスト**はこちらに ↓↓



このリーフレットは、「福井労働局HP→労働基準監督署からのお知らせ→大野労働基準監督署からのお知らせ」に掲載しています。

(作成：令和8年6月)

